

第27号 かまがや消費生活 センターだより

〈平成30年12月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター



要注意

架空請求ハガキ！！

架空請求に関する相談 **急増中**
鎌ヶ谷市消費生活センターへの相談
件数は2018年度上半期のみで
2016年の

約3倍



総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)392 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月03日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)



公的機関のような名称を騙る架空請求ハガキの相談が急増しています。

この様なハガキが来ても、**絶対に連絡しないで下さい。**

大手企業の名前を騙る
メールによる架空請求
の相談も多数！！
注意して！！！！

- 最近では、ハガキではなく**封書**で届くこともあります。
- 裁判や調停に関する書類は、**本人へ直接手渡しする『特別送達』**という方法で届けられます。ハガキで届くことはありません。
- 『法務省』以外にも『**裁判所**』・『**消費生活センター**』などの名前を騙るケースも報告されています。
- ハガキの着日と取り下げ期日が近い日付で設定され、焦らせて電話をさせるのが狙いです。

こんな相談も！！ 増えています



エステのコースの契約をしたけど、化粧品等を含めると高額で払えない。クーリング・オフの期間は過ぎているけど何とかならない？



ネットで注文した商品が届かない。業者と連絡が取れない。クレジット払いにしたけど、クーリング・オフはできる？



エステは、条件を満たせば中途解約ができます。手数料と利用分の支払いは必要になりますが、化粧品も関連商品ですので、未開封分は引き取ってもらえます。



通信販売の場合は、クーリング・オフ制度はありません。クレジットカード会社に事業者の調査と支払い停止を伝えて下さい。ネット契約は信用性の確認や規約を読むなど注意が必要です。



※上記は相談の一例です。対応方法が全ての事例に当てはまるわけではありません。ご不安・ご不明な点があれば**鎌ヶ谷市消費生活センター**へご連絡下さい。

相談内容は、国民生活センターに集められ、消費者トラブル防止に活用されます。あなたの相談が他の人の助けに繋がります。

鎌ヶ谷市消費生活センター TEL:047-445-1246 ※予約優先

土・日・祝日の相談は消費者ホットライン^{イヤヤ}188

出前講座 も受付中

専門の知識を持った消費生活相談員を講師として派遣します。

消費者トラブルってどんな手口が流行っているの？
子どものネットトラブル！？対応するにはどうすれば…

対象：市内在住・在勤・在学の15名以上のグループ(人数は応相談です。)

詳細：鎌ヶ谷市消費生活センターへ